

延岡市北川湿原ガイドブック制作業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

現行の「北川湿原ガイドブック」は、平成 26 年に制作・発行され、平成 28 年に改訂されたものが最新版となっている。

本業務は、平成 29 年に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」として登録され、令和 9 年に 10 周年を迎えることを契機として、北川湿原の自然環境や魅力を分かりやすく紹介するとともに、最新の情報を反映した新たなガイドブックを制作するものである。

これにより、市民をはじめ、北川湿原を訪れる来訪者等の理解と関心を深め、北川湿原の自然環境の保全や魅力の発信につなげることを目的とする。

なお、本業務の遂行にあたっては、北川湿原に生息する動植物について、本市や地域・関係団体に対して聞き取りや資料収集、必要な調査等を行い、可能な限り最新かつ正確な情報を反映するものとする。

2 概要

- (1) 業 務 名 称：延岡市北川湿原ガイドブック制作業務
- (2) 業 務 内 容：別紙「延岡市北川湿原ガイドブック制作業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契 約 期 間：契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで
- (4) 事業費上限額：2,640,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業務の概要

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格

企画提案に参加できる者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第 91 号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。
- (6) 延岡市税及び国税について滞納がないこと。
- (7) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が 延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (8) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停

止措置要綱（平成 18 年告示第 63 号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

(9) 平成 29 年度から令和 7 年度までの過去 10 年間において、国または地方公共団体等が発注するガイドブック等の類似製品の制作業務の実績があること。

※ なお、応募後に上記の参加資格を満たさないと判断された場合、契約候補者となることができない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

5 スケジュール

項 目	期 日	備 考
公募開始日（参加申込及び質問受付開始日）	令和 8 年 10 月 1 日（木）	市ホームページ等掲載
質問受付締切日	令和 8 年 10 月 9 日（金）	17 時 15 分 必着
質問の最終回答日	令和 8 年 10 月 13 日（火）	市ホームページ掲載
参加申込書受付締切日	令和 8 年 10 月 15 日（木）	17 時 15 分 必着
参加資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 16 日（金）	メールにて通知
企画提案書等の提出締切日	令和 8 年 11 月 2 日（月）	17 時 15 分 必着
審査（プレゼンテーション等）	令和 8 年 11 月 10 日（火） ～ 同月 12 日（木）	※予定
結果通知	令和 8 年 11 月 13 日（金）	※予定
契約締結	令和 8 年 11 月 20 日（金）	※予定

6 実施要領等の配布

参加申込書及び実施要領等の公募に関する資料その他の必要書類は、延岡市ホームページからダウンロードすること。（個別の配布は行わない。）

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）
- ② 市税の完納証明書（令和 8 年 9 月 1 日以降の発行分）
- ③ 国税の納税証明書（令和 8 年 9 月 1 日以降の発行分）
- ④ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（令和 8 年 9 月 1 日以降の発行分）
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式第 2 号）
- ⑥ 直近事業年度 3 か年の決算財務諸表の写し
（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書）
※法人形態によって作成が義務付けられている決算書類を提出すること。
- ⑦ 関連業務等実績（様式第 3 号） 類似業務の実績を記載する。
- ⑧ 業務実績証明書（要件に該当する自治体との契約書の写し、業務履行届など）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、(4)の提出先に提出すること。

(3) 提出期限

- ① 持参の場合 令和8年10月1日(木)～同月15日(木)17時15分 必着
- ② 郵送の場合 令和8年10月15日(木) 必着

(4) 提出先

〒889-0192 宮崎県延岡市北川町川内名 7250
延岡市北川総合支所 地域振興課(北川総合支所3階)

(5) 参加資格審査の結果通知

令和8年10月16日(金)までにメールにて通知する。
また、参加資格を有する者には、併せて企画提案書類等の提出を要請する。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 提出書類
質問書(様式第4号)
- ② 提出期限
令和8年10月9日(金)17時15分
- ③ 提出方法
質問書(様式第4号)に質問事項を記入し、「④ 提出先」宛に電子メールで提出すること。
件名は、「延岡市北川湿原ガイドブック制作業務委託に関する質問」とすること。
また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。
- ④ 提出先
延岡市北川総合支所 地域振興課
E-Mail: tiiki-kitagawa@city.nobeoka.miyazaki.jp

(2) 質問に対する回答

随時、市ホームページに質問内容とその回答を掲載する。個別には回答しない。
また、評価及び審査に関する質問については受け付けない。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

- ① 表紙(様式第6号)
様式に従い記載する。
- ② 事業者概要書(様式第7号)
名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等を記載する。
- ③ 業務実施体制調書(様式第8号)
受託業務の実施体制について記載する。
- ④ 企画提案書(任意様式)
 - ア 正本の表紙には法人名称等を記載する。副本は事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載をせず、提案者が特定できないよう留意すること。
 - イ 「北川湿原ガイドブック」制作の基本的な考え方や全体構成のイメージを示すこと。

ウ 「北川湿原ガイドブック」のデザインイメージを示すこと。

エ その他、本業務を実施するにあたり、特徴的な取組や提案などがある場合はその内容。

⑤ 業務工程表（任意様式）

本事業の作業スケジュール

⑥ 見積書（任意様式）

見積書及び内訳書を作成すること。

また、見積価格については、頭書記載の事業費上限を超えないよう留意し、税抜価格を記載すること。なお、見積価格が事業費上限額を超えた場合は、失格とする。

(2) 作成方法

A 4 版に統一して作成し、フラットファイル（A 4 判縦長）に綴じて提出すること。

ただし、やむを得ない場合は、A 3 サイズを片袖折にし、A 4 サイズとすることも可とする。

また、フラットファイルに綴じる際には、以下の順番になるよう留意すること。

① 企画提案書表紙（様式第 6 号）

② 事業者概要書（様式第 7 号）

③ 企画提案書（任意様式）

④ 業務工程表（任意様式）

⑤ 見積書（任意様式）

(3) 提出部数

正本：1 部（法人名称を記載したもの）

副本：7 部（法人が特定できるような情報（名称、ロゴ等）の記載がないもの）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、(6)の提出先に提出するとともに、正本・副本それぞれのデータを電子メールにて(6)宛に送信すること。

(5) 提出期限

① 持参の場合 令和 8 年 11 月 2 日（月）17 時 15 分 必着

② 郵送の場合 令和 8 年 11 月 2 日（月）必着

(6) 提出先

〒889-0192 宮崎県延岡市北川町川内名 7250

延岡市北川総合支所 地域振興課

E-Mail: tiiki-kitagawa@city.nobeoka.miyazaki.jp

10 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙審査基準のとおりとする。

(2) 審査方法

提出された提案書類をもとに、プレゼンテーションを行ってもらい、選定委員会において総合的に審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。

11 審査

(1) 実施日・会場

令和8年11月10日（火）～同月12日（木）

なお、上記日程はあくまでも予定であり、変更となる場合がある。

また、当日のプレゼンテーションの時間・場所等については、別途通知する。

(2) 出席者

1者あたり3名以内とする。

(3) 審査内容

各提案者の持ち時間は40分程度（準備等5分、プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内）とし、別紙審査基準に基づき行った評価の最優秀提案者を優先交渉権者として選定する。プレゼンテーションは、プロジェクターを用いた説明とする。プロジェクター・スクリーンは市で準備するが、パソコンは提案者が持参すること。また、パソコンはHDMIケーブルによる出力に対応していること。

(4) 法人名の特定の防止

全ての提出資料及び選定会においては、選定の公平性を確保するため、法人名（社名）が特定されるような説明や資料の作成は行わないようにすること。

(5) 公表審査結果は、令和8年11月13日（金）までに、最優秀提案者と次順位者を参加事業者全員に対して通知する（参加表明書に記載された電子メールアドレス宛）。なお、最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次順位者と契約することとする。

(6) 複数の参加事業者の合計点数が同一だった場合の取扱い

複数の参加事業者の合計点数が同一の場合には、別紙審査基準における「業務内容、実施手法」の総得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

(7) 提案者が1者のみの取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

(8) その他

採点合計が総得点の60%未満である場合は、受託候補者として選定しない。提案者が1者の場合であっても同様とする。

12 契約手続

(1) 契約の締結

上記10により選定された参加事業者については、受託候補者として、委託業務に関して必要な協議を行うものとし、契約書の作成にあたっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結することとする。なお、業務内容の詳細は、受託者の企画提案書の内容を基本とするが、両者協議の上変更することがある。

(2) 契約保証金

延岡市契約規則（平成12年規則第16号）第26条及び第27条の定めによる。

(3) 選定後の契約締結辞退

受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

13 企画提案書の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された書類の訂正及び差し替えは認めない。
ただし、市から指示があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出した企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

14 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行ったものは失格とする。
- (4) 事業費上限を超える見積額の提示がなされた場合は失格とする。
- (5) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (6) 参加申込書提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (7) 郵送、電子メール等の通信事故については、延岡市はいかなる責任も負わない。
- (8) 審査結果について説明を求めること及び異議を申し立てることはできないものとする。

15 問い合わせ先・提出先

所在地	〒889-0192 宮崎県延岡市北川町川内名 7250
担当部署	延岡市北川総合支所 地域振興課
担当者	松本
電話番号	0982-46-5010
ファックス	0982-46-2223
電子メール	tiiki-kitagawa@city.nobeoka.miyazaki.jp
(対応時間 平日 8時30分から17時15分まで)	